



第13条

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

## プライバシーの権利

### 『宴のあと』事件（1961年）

【事件】三島由紀夫の小説『宴のあと』のモデルとされた元外務大臣が、プライバシーを侵害されたとして、著者である三島と出版社の新潮社を相手取り、謝罪広告と損害賠償を求めて提訴した。

【判決】1964年、東京地裁は第一審で、プライバシーの権利を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利」と定義して、はじめて法的権利として認定した。その侵害を認めて原告勝訴の判決を下されたが、三島側が告訴。しかし、翌年原告が死去したため、その後、遺族との間に和解が成立した。

### 『石に泳ぐ魚』事件（1994年）

【事件】柳美里（りゅうみり）による小説『石に泳ぐ魚』のモデルとなった女性が、公表を望まない個人情報を掲載されたため、プライバシーの侵害および名誉棄権侵害を理由として、作者と出版社に出版差し止めと損害賠償、謝罪広告を求めて提訴した。

【判決】文学における表現の自由とプライバシーの権利が争点となった裁判として、出版差し止めが認められるかどうか注目された。第一審、第二審に続いて、最高裁でも原告が勝訴した（2002年）。最高裁は「たとえ文学性の高い作品であっても、個人の人格権を侵害してはならない」として、出版差し止めと損害賠償の支払いを命じている。



第12条

【自由・権利の保持の責任とその濫用（らんよう）の禁止】

## 表現の自由と公共の福祉

### 博多駅テレビフィルム提出命令事件（1968年）

【事件】学生デモと機動隊が衝突し、学生4人が公務執行妨害で逮捕された。その際、機動隊等による学生への暴行が問題となった。事案の審理のため、博多地裁が報道関係4社にその様子を撮影したテレビフィルムの提出を命令したが、4社は憲法21条に反するとして、特別抗告した。

【判決】取材の自由は十分尊重されるべきだが、公正な裁判の実現という憲法上の要請があるときは、ある程度制約を受けてもやむを得ないとして、1969年、最高裁は抗告を棄却した。

### チャタレー事件（1953年）

【事件】イギリスの作家D・H・ローレンスの作品『チャタレー夫人の恋人』の翻訳出版が、刑法175条わいせつ物頒布罪（はんぷざい）にあたるかどうか問われた事件。『チャタレー夫人の恋人』には露骨な性描写があったが、出版社社長も度をこえていることを理解しながら出版した。わいせつ文書に対する規制は憲法21条の表現の自由に反しないか、表現の自由は公共の福祉で制限できるかが論点となった。

【判決】最高裁は、刑法175条は公共の福祉のための制限であり、表現の自由の保障に反しないと、出版社社長と翻訳者の有罪が確定した。